

第 6 章 推進体制等

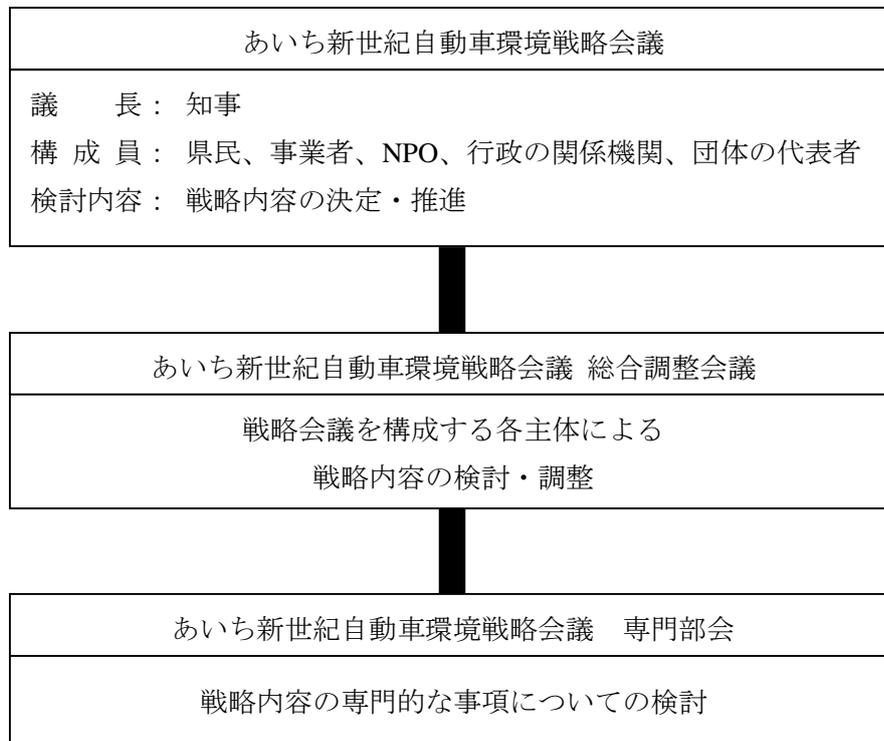
第1節 戦略の推進体制及び進行管理

1 戦略の推進体制

自動車環境対策は、発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策、沿道対策、普及啓発と非常に多岐に渡っており、自動車の製造から利用までの様々な段階に関係する県民、事業者、NPO、行政の関係者が協力して、対策を推進していく必要があります。

このため、2002年の旧戦略策定時においては、自動車に関わる県民、事業者、NPO、行政の関係者から構成される、あいち新世紀自動車環境戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置し、その実効性を高めるために、実務者レベルによる専門部会を設置し、さらには関係施策の調整を図るための総合調整会議を設置しています。

新たな戦略の推進に当たっても、これらの各主体が十分協議・調整し、戦略の進捗状況を点検、評価しながら、施策に反映するなど、効果的かつ効率的に各種施策を推進していきます。



2 推進主体とその役割

「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」の実現に向けて、県民、事業者、NPO、行政がそれぞれの役割のもとに、責任を持ち、協働して推進していく必要があります。

各主体とその役割については以下のとおりです。

(1) 県民

■環境に配慮した自動車の選択

- ・自動車を購入する際には、排出ガスが少なく、環境に配慮した自動車（次世代自動車等先進エコカー）を選択する。
- ・自動車を借りる際にも、環境に配慮した自動車（次世代自動車等先進エコカー）を選択する。

■環境に配慮した自動車の利用

- ・人待ちや荷物の積み下ろしの際には、エンジンを止めるアイドリング・ストップを実践する。
- ・急発進や急加速を抑制し、ゆとりのある運転を心がける。
- ・エンジnbrakeを積極的に使用する。
- ・気象条件に応じてこまめに温度・風量調整をする等、エアコンの使用を抑制する。
- ・タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施する。
- ・不要な荷物は積まないようにする。
- ・交通の妨げとなるような迷惑駐車をしない。

■適切な交通手段の選択

- ・近所への買物や都市部への移動など、目的に応じて自転車や公共交通機関を積極的に利用し、過剰な自動車利用を抑制する。
- ・マンションや地区レベルでのカーシェアリングの実施等、快適性を確保しつつ、自動車利用を抑制する。

■環境に配慮している事業者の支援

- ・次世代自動車等先進エコカーを導入している、エコドライブを実践している事業者の製品を購入したり、サービスの依頼を行う。
- ・物品の納品・発送は、次世代自動車等先進エコカーを導入している、エコドライブを実践している事業者に依頼する。

■交通集中地域への配慮

- ・自動車交通が集中する地域は、極力迂回し、大気環境の保全等に協力する。
- ・都心部などへは、パーク・アンド・ライド駐車場及び公共交通機関を利用し、渋滞の発生抑制に努める。

(2) 事業者

■環境に配慮した自動車の選択

- ・自動車を購入する際には、排出ガスが少なく、環境に配慮した自動車（次世代自動車等先進エコカー）を選択する。
- ・自動車を借りる際にも、環境に配慮した自動車（次世代自動車等先進エコカー）を選択する。
- ・次世代自動車等先進エコカーを計画的に導入する。

■環境に配慮した自動車の利用

- ・荷卸しの際には、エンジンを止める「アイドリング・ストップ」を実践する。
- ・急発進や急加速を抑制し、ゆとりのある運転を心がける。
- ・エンジnbrakeを積極的に使用する。
- ・タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施する。
- ・交通の妨げとなるような迷惑駐車をしない。

■自動車走行量の見直し・削減

- ・積載率の向上、適正ルートを選定、帰り荷の確保等による物資輸送の効率化を図る。
- ・共同輸配送やサードパーティロジスティクスの活用等を促進する。
- ・少量多頻度輸送等、サービスを重視した納品システムから環境に配慮した効率の高い納品システムに転換を図るとともに、理解を深める。
- ・鉄道や海運等、輸送効率の高い交通機関を活用する。

■エコ通勤の実践

- ・自転車や徒歩、公共交通機関の利用促進、自家用車を使用しないノーマイカーデーの設定等、エコ通勤を実践する。

■環境に配慮している事業者との連携

- ・物品の納品・発送は、次世代自動車等先進エコカーを導入している、エコドライブを実践している事業者に依頼する。

■交通集中地域への配慮

- ・自動車交通が集中する地域は、極力迂回し、大気環境の保全等に努める。

(3) NPO

■県民や事業者に対する啓発

- ・次世代自動車等先進エコカーの普及、環境に配慮した自動車利用や公共交通機関の利用促進等に係る啓発活動を実施する。

■各種施策の県民参加を可能にするための提案

- ・県民の視点から行政や関係者へ、各種施策への参加を可能とするための提言を行う。

■環境に配慮している事業者の支援

- ・次世代自動車等先進エコカーを多く導入し、エコドライブを実践している事業者への支援を行う。

(4) 行政

■ 施策の計画的実行

- ・次世代自動車等先進エコカー普及対策等の各種施策について、目標期間及び目標値を設定し、計画的に実行する。

■ 施策の率先実行

- ・次世代自動車等先進エコカーの導入、環境に配慮した自動車利用や公共交通機関の利用促進等を率先して実行する。

■ 県民や事業者、NPO に対する啓発

- ・次世代自動車等先進エコカーの導入、環境に配慮した自動車利用や公共交通機関の利用促進等に係る啓発活動を実施する。

■ 県民や事業者、NPO とのコミュニケーション

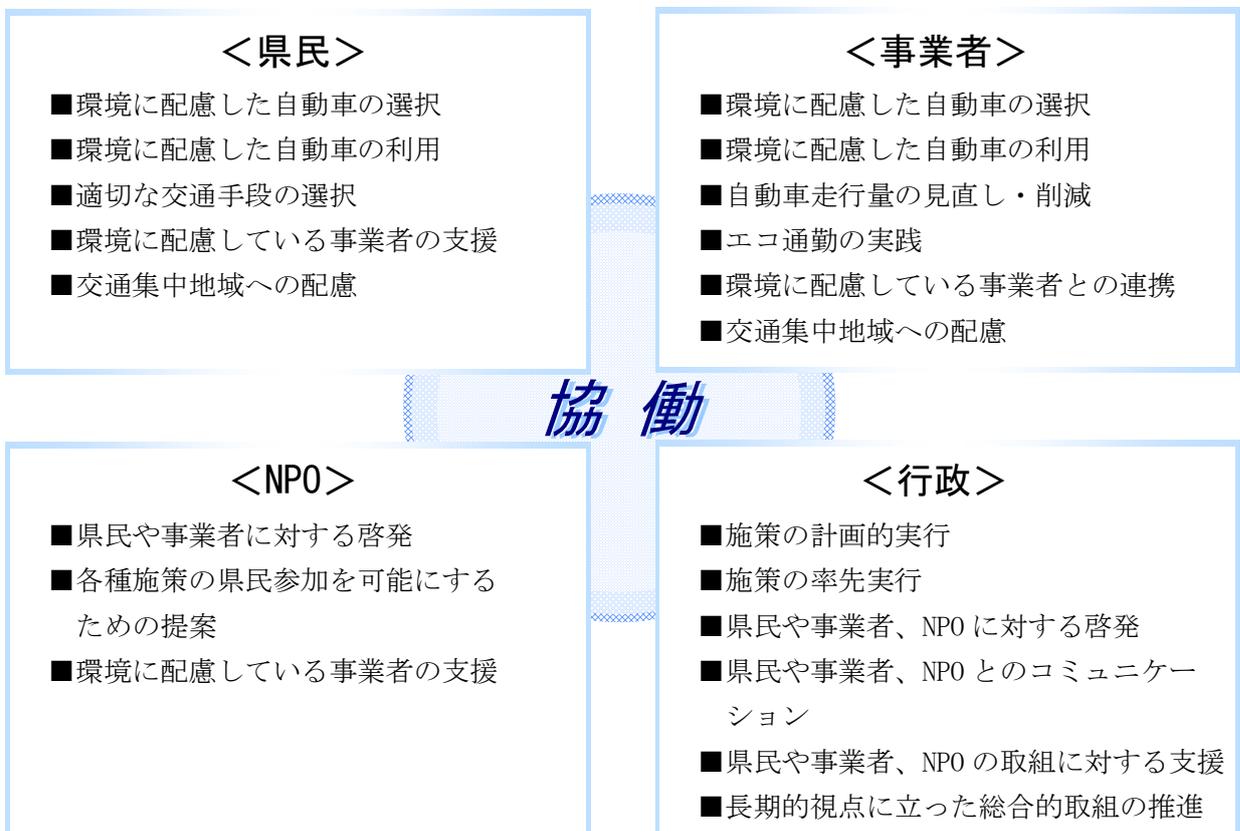
- ・県民や事業者、NPO とのコミュニケーションを活発にし、自動車及び自動車環境に関する情報、問題意識等の共有化を図る。

■ 県民や事業者、NPO の取組に対する支援

- ・県民や事業者、NPO の戦略に基づく各種施策の実施・参加を促進するため、財政的な支援措置、自主的な取組への環境づくりを推進する。

■ 長期的視点に立った総合的取組の実施

- ・事業活動や生活様式の改善からまちづくりに至る総合的な取組を長期的な視点に立って検討・実施する。



3 戦略の進行管理

本戦略において、めざす将来像、社会の姿の実現に向け、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) の PDCA サイクルの考えに基づき、進捗状況进行评估し、必要に応じ見直しを実施します。

(1) 戦略の点検・評価

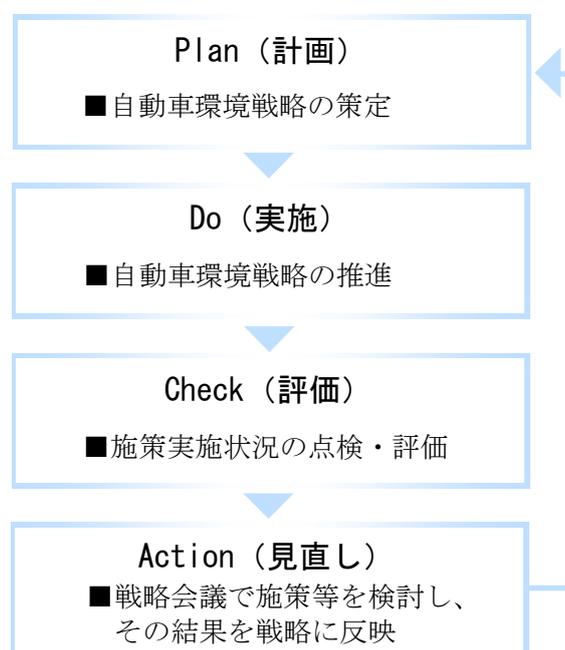
環境目標について、定量的指標による点検・評価を行います。

(2) 進捗状況の公表

戦略の進捗状況については、各主体によって構成される「あいち自動車環境戦略会議総合調整会議」に報告するとともに、愛知県の環境に対する取組を紹介する県の web ページ「あいちの環境」などにおいて公表していきます。

(3) 戦略の見直し

自動車環境対策においては、変化する次世代自動車に係る技術革新や社会情勢に素早く対応し、必要な施策の充実・強化を図るとともに必要に応じ戦略を見直していきます。



第2節 総量削減計画の推進体制及び進行管理

各種施策に基づいて計画の達成を図るにあたり、以下に示す事項にも留意しつつ、より実効性のある自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質削減対策の推進を図ります。

1 総量削減計画の進行管理

総量削減計画の達成のための各種施策について、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」において各種調査資料等を必要に応じ相互提供するなど関係各機関と緊密な連携をとりつつ、施策の実施状況の把握等の進行管理を行います。

また、必要に応じその後の施策のあり方を見直すものとし、総量削減計画の進行管理については、その結果を公表します。

2 関係者間の連携

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染は、発生源となる自動車の地域間移動や汚染物質の移流などにより、広域的な問題となっています。そのため、岐阜県、三重県及び名古屋市を含めた東海3県1市の連携による広域的な自動車環境対策の推進など、対策地域間のみならず、対策地域外とも連携を確保し、相互の十分な調整を図りつつ、計画の達成に努めます。

3 調査研究・監視

大気汚染の状況を的確に把握するため、大気の常時監視測定体制の整備を進めるとともに、発生源である自動車について、的確な対策を講じるため、国等の測定結果の活用など実態の把握に努めます。

また、大気汚染の状況については、沿道住民、自動車利用者に情報提供し、大気汚染対策に協力を促します。

4 地球温暖化対策との連携

低公害車の普及促進やエコドライブの普及促進、交通需要の調整・低減などの施策は、これらの施策が自動車排出窒素酸化物等による大気汚染を防止するための施策であると同時に、地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。）の推進にも資するものであるという視点を持ち、推進します。

